

いう脆弱な体质でござります。また、需給調整の撤廃ということを大きな柱といたしました規制緩和によりまして、事業者数は平成二年の四万社から現在六万一千社と、一・五倍という状況でございます。

ございます。大変極めて厳しい経営状況になります。

ます原油価格の高騰によりまして、軽油価格、平成十五年度は平均一リットル六十四円ございましたが、本年九月には一・五倍の九十六円となりました。さいまして、十五年度と十九年度と比較しますと業界全体で五千五百億円のコスト増という状況でございまして、今後もこうした状況の継続が見込まれますので、大変厳しく、もはや自助努力の限界を超えていらっしゃるに認識しております。

○坂本由紀子君 誠に深刻な状況にあるとうのは今お述べになつたとおりで、私も誠にそのとおりだと思います。もう放置できない状況になっておるとと思うのですが、この点についてどのように取り組みをしていかれるおつもりなのでしょうか。

○政府参考人(神谷俊広君) お答え申し上げます。

大きいくらい点申し上げたいと思います。まず、一点は、まず喫緊の課題であります軽油価格高騰対策につきましては、こういった問題に対応した適正な運賃設定を図るための環境整備というものを我々行政は何としてでも図ていかなければならぬ。こういうことで、一昨年におきましては当時の北側国土交通大臣から経団連の会長、そしてまた日商の会頭に対しまして、そしてまた昨年は国土交通事務次官から経団連の副会長、そして日商会頭に対しましてトランク業界の置かれました窮状を説明、

運賃の円滑な転嫁について荷主サイドの理解をいただけるよう要請をいたしましたところでござります。また本年は、昨今のこの極めて危機的な状況を踏まえまして、近々、冬柴国土交通大臣から経団連及び日商の両トップに対しまして同様の要請を実施することにしております。また全国各プロックへござりますけれども、そのプロックを所管いたします運輸局長から各地域の経済団体にも同様の働き掛けをさせていただきます。

一点点目でござりますが、先ほどの経産省さんからの御答弁もございましたが、私どもの規制緩和におきます競争激化の中で、軽油価格の高騰分も含めた適正な運賃を設定するためには、荷主、それから元請事業者、下請事業者それぞれの取引における関係者間の理解と信頼を共有化しながら適正な価格協議が行われる環境を整備しなければならないと考えております。

御承知のように、現在でも下請法あるいは独禁法におきましてかかるべく規制は実施されておりますが、さうした下請適正取引の推進を通じまして中小企業の底上げを図るために、私もども近々、中小企業庁の方にも御参加をいたしました。トランク業界の代表、荷主業界の代表も参加の上、検討委員会を設置いたしまして、下請・荷主適正取引推進ガイドラインを策定したことを考えております。そしてまた、その中で問題となります行為の実態把握でございますとか、望ましい取組についても示してまいりたいと考えております。

三点目は、予算要求、税制改正の絡みでございますが、今日、地球温暖化問題が国家の喫緊の課題であり、また交通安全対策、政府全体で取り組んでおります中で、トランク業界に対するより一層の環境対策あるいは安全対策の推進が求められております。

こうしたものには非常にコストが掛かりますのですから、できる限りその負担を軽減するといふことで、例えば税制につきましては、平成

制緩和におきます競争激化の中で、軽油価格の高騰分も含めた適正な運賃を設定するためには、荷主、それから元請事業者、下請事業者それぞれの取引におきまして関係者間の理解と信頼を共に有化しながら適正な価格協議が行われる環境を整備しなければならないと考えております。

御承知のように、現在でも下請法あるいは独禁法におきましてかかるべく規制は実施されておりますが、さういたいの下請適正取引の推進を通じまして中小企業の底上げを図るために、私も近々、中小企業庁の方にも御参加をいただき、トラック業界の代表、荷主業界の代表も参加の上、検討委員会を設置いたしまして、下請・荷主適正取引推進ガイドラインを策定したことになります。そこで、その中で問題点などと考えております。そしてまた、その中で問題点などなります。手始めに裏書き欄でござりますと云ふ

十年度の改正を望んでおりまして、軽油引取税収入の一一定額に相当する額を都道府県から地方トラック協会に補助金として交付していただいております運輸事業振興助成交付金の延長をお願いをしておりますし、予算につきましても低公害トラックの助成に対する拡充をお願いをしておるところでございます。

○坂本由紀子君 今ガイドラインを策定するという御説明がありましたが、ガイドラインの策定について、おおよその時期的なめどとかお決まりなんでしょうか。また、その中身についてもう少し詳しく、もしも決まりましたら御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(神谷俊広君) ガイドラインの策定スケジュールにつきましては、今年度内を目指作つてまいりたいと思いますが、中間的なものを年内に出せねばというふうに考えております。

内容につきましては、先ほど経産省さんの方からも御説明がありましたよななものでございまして、いわゆる独禁法において、あるいは下請法において問題となる行為あるいは望ましくない取扱慣行を実態を把握する、そしてまたそういうたその実態を具体的に類型化するといふことと、それから一方で関係者のよりすばらしい取組につきまして、取引の取組につきまして、それを模範事例として提示をするということを念頭に考えております。

○坂本由紀子君 それでは、そのような業界の経営の改善につながり、そして一人一人の働く人たちの豊かさにつながるような業界でのお取り組みがなされるようにつかりと対策をお進めただきますようお願いを申し上げます。

大臣にお伺いしたいのですが、人件費負担の対策としてどのような取組をするか、最も力を入れているのは何かということを調査したものがあるんですが、これによりますと、ちょうどオイルショックの後は価格や料金の引上げというものを答える企業が比較的多くあつたんだございました。最近では、人員削減などか欠員の不補充

いただけますでしょうか。
○政府参考人(神谷俊広君) ガイドラインの策定スケジュールにつきましては、今年度内を目標に作成でまいりたいと思いますが、中間的なものを年内に出せねばどうふうに考えております。
内容につきましては、先ほど経産省さんの方からも御説明がありましたようなものでございまして、いわゆる独禁法において、あるいは下請法において問題となる行為あるいは望ましくない取引慣行を実態を把握する、そしてまたそういうたその実態を具体的に類型化するといたることと、それから一方で関係者のよりすばらしい取組につきまして、取引の取組につきまして、それを模範事例として提示をするということを念頭に考えております。

それから職能給など賃金制度の改善をするとか、あるいは特に直近ではパートへの切替えですが、あるのが増えてきておるわけござります。こういう企業の取組の実態を考えますと、今回の最低賃金法の改正によって最低賃金額の引き上げが行われると、自体は私は好ましいことだとは思うのですが、そのことが非常に経営難に陥っている企業の倒産につながったり、あるいは企業がそのことによってむしろ人減らしをしたりとかいうようなことになると、これは労働者のためにはならないわけございまして、そういう意味で、この問題を解決するためには、企業の生産性の向上だとが經營の安定が図られるよう、厚生労働省だけではなくて経済産業省、国土交通省を始めとして業所管官庁と十分な連携を取つて、政府として総合的な取組をしていただきることが非常に重要ではないかと思うのであります。大臣の御決意をお伺いしたいと思ひます。

平成19年1月20日 参・厚労委

ども、全体から見たときに社会全体のコスト、それは例えば安心といふコストもその中に入る。ですから、例えば終身雇用制とか年功序列であるとか、こういういわゆる日本の経営の柱だったものが言わば流動化され、時代遅れになつたような感がするけれども、しかし安心というコストを考えたときに、それもひょとしたら悪いことではないかもしれません。

だから、そういう意味でこれから日本の感じ取りをやつしていくときに、どういう方向でコストを下げるしかしながら本当に希望と安心を持つて生活できるんだどうかと、こういう観点が必要だと思いますので、今おしゃつたことは、産業政策、これは今日、国土交通省、中小企業庁、経済産業省ありますけれども、内閣全体としての課題だといふふうに考えておりますので、何度も申しますけれども、福田内閣は希望と安心の内閣でござりますので、必要であれば関係閣僚会議を開くようなことも含めて私はこの問題にきちんと対応する。つまり、格差の問題であるとか小泉内閣の改革の光と影といふ、言葉では書いてあるだけれども、どこが問題あるかというときに、今、坂本委員がおつしやつたような問題提起は極めて重要だと考えております。

○坂本由紀子君 幸添大臣のリーダーシップで是非この問題の解決に向けて大きなお取り組みをいただきますよう、心から御期待を申し上げる次第でございます。

次に、法案の中身について伺いたいのですが、先ほど午前中も少し議論になつたのですが、最低賃金の適用除外、旧法では第八条で適用除外としておりましたのが、今回の改正法では最低賃金の減額の特例という規定の仕方になりました。内容的には障害者だけではなくて試みの使用期間中の者等々があるわけですが、また、「の条文」新しく改正することによって具体的などのような点がどう変わつてくるのかとお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 今般の改正におき

までは、最低賃金法、現行法第八条の適用除外の規定が改正をされまして減額の特例といふことに、第七条で減額の特例といふことになるわけでありますけれども、これは最低賃金の安全網としての機能を強化するという観点から、現在行政サイドにより決定されている地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限の水準を保障するよう行政機関に決定を義務付けることとしているという観点からすると、最低賃金の適用対象となる広範囲なものとすることが望ましい、ということであります。

減額措置が可能であるならば、それは適用除外とするよりも最低賃金を適用した方が労働者保護に資するということで、今申し上げましたように、八条で定める適用除外の規定を廃止しまして、新たに七条として減額措置ということで規定をするということにしたわけであります。

具体的には、今回の改正によって減額措置の対象となる労働者に対しても最低賃金が適用されるというこになりますので、これに違反した場合には直ちに罰則が適用されるということがあります。そこで規定をすれば、当該労働者に対する賃金不払の防止にも資するものというふうに考えております。

○坂本由紀子君 私は、かつてこの最低賃金の適用除外の申請が出ている事業場に監督官が出席している、その審査をする場面に立ち会つたことがあります。その人に実際に作業をしてもらひながら、そのくらべで作業をする人がどうかうなことを確認しながら審査をしておりました。ですから、そういう意味で、一人一人について本当に作業の能力が最低賃金の適用除外、今回では減額になりますが、そうする必要があるのがどうか、あるいはその程度がどのくらいなのかなとうことをこれから見ていくんだらうと思います。それはそれで大事なことです、しっかりとやつていただきながらではないと思います。

一方で、特に最近、障害者の方の自立意識が

高くなってきていて、重度の障害を持つている方、場合によって重複障害、身体障害と知的障害、例えば精神障害について言えば、平成十六年、十七年、十八年で適用除外を許可した件数は、十六年が三千三百八十二、十七年が三千三百七十七、十八年が三千四百九十一といふことで余り変わっていないのであります。身体障害者の方についても、この許可件数というのは余り変わっていません。

ハローワークでの障害者の就職件数というのは、このところかなり大幅に伸びています。そして、障害者の方で就職をしたいといってハローワークに求職登録をしていながらまだ就職できないという方は何万といらっしゃいます。そして、現に企業の中で、雇用率制度があるわけですが、障害者の雇用数が足りなくて、あとどのくらい障害者の方を雇用しなくてはいけないかというと、その数は八万人なんですが、そうすると、それだけの方々がスムーズに企業の場に行つて雇用されることができれば、企業も社会的責任を果たしてもらえるわけです。また障害者の方は働く場を得て所得も従前以上に確保できますので、大変望ましいことなわけでございます。

一方で、先ほどの午前中の質問にもありましたように、この適用除外の許可を容易にしてもらつては困る、障害者の配慮に欠けるようなことがあつてはならぬ、ということが往々にして国会で指摘されますとの、あと、やはり監督署の体質として保護を重要に考えますので、できるだけこういうことは少なくしよう、という配慮が働いているんだらうと思います。

一方で、先ほど大臣も善意の配慮とおつしゃいましたが、ハローワークのサイドから見ると、できただくんだろうと思います。それはそれで大事なことです、しっかりとやつていただきながらではないと思います。

特に、最初は仕事にも慣れませんから、最低賃金より低い所得でも徐々に慣れていくて所得が上がればいいじゃないか、など、最低賃金のあえて適用除外をしても雇用の場の確保をしたいという配慮という違う物の考え方もあるわけであります。

そういう状況の中で、この最低賃金の適用除外の許可がどうかという数字を見てみると、例えば精神障害について言えば、平成十六年、十七年、十八年で適用除外を許可した件数は、十六年が三千三百八十二、十七年が三千三百七十七、十八年が三千四百九十一といふことで余り変わっていないのであります。身体障害者の方についても、この許可件数というのは余り変わっていません。

同じ厚生労働省の中の同じ第一線の機関の中ですれぞれ違う、何と云うか、違う物差しを

持つて当たることになるのかと思いますが、大事なことは、障害者の方、それ以外の方もいらっしゃいますが、きちんと働ける場を得て、そしてその保護が手厚くなつていく、ということだとさうと思うのでござります。

そういう意味で、この読みの使用期間中の者が、あるいは職業訓練中の方など、うなとが、この辺では、できるだけ幅広くそういう機会が与えられるということも念頭に置いてこの規定の適用をしていただくと云うことが大事なことではないかと思いますが、この点ががね考えでしょうが。

○政府参考人（青木豊君） 確かに、今委員が御指摘になりましたような言わば相反するふうな要請があります。現実に、障害者の方を始め訓練中の人たちにつきましても、雇用の場の提供と同時に、そのきちんとした適正な賃金の支払ということはともに満たしていかなければなりません、というふうに思つております。

利の方としては、最低賃金の適用除外は現在許可でやつておるわけですが、それなりに、たゞ、業務の遂行に直接支障を与えるような障害がある場合にも、その程度が著しい場合のみ許可をすると、あるが、最低賃金の額については、最低賃金の適用を受けようとする他の最下層の労働者よりも労働能力が低い割合に対応する金額を減じた額を下回つてはいけない、というようなことで適用しておるわけでござります。

委員もお触れになりましたように、それを担保するために、実際許可をするに当たりましては、現地に赴きまして実地調査を行つて、実態を十分把握し、適切に判断しておるといふ点がござります。減額の特例でも同じよつた、そういう

たこととて事務を運んでいきたいというふうに思っております。

こういったものを踏まえまして、今度のところでは、減額の特例について、厚生労働省令で定めるとこどりにより具体的な条件というものを決めるとしているふうに思つております。

○国務大臣(舛添要一君) その問題の一つの解決策は、雇用の機会を広げるという意味で減額の特例をする、しかし半年こととか一年ごとに必ずフオローアップをやるといつことがあれば相当解決できると思いますので、それを必ずルールの中に入れたいというふうに思ひます。

ところは、正に坂本委員の地元で、静岡、その技能五輪があり、同時にアビリンピックがありました。これはパンディキヤップを持つた方々の技能の国際大会です。日曜日、私は表彰式、閉会式を行つてまいりましたけれど、日本は十二も金メダルを取りました。それで、本当に不自由な方々が私の何倍ものスピードでコンピューターを操作できる。これはだから、同じ仕事をする私の何倍もの賃金取つていわけですから。しかし、彼らたつて最初からそつてはなかつたんですね。訓練に訓練を重ね、周りの温かい支援に支えられてそこまでなつた。そうすると、それ、最初減額措置やつたって、今私の十倍給料取つていひんだと。そつなつたとき、やっぱりフオローアップといふ、これが必要なんで、そのきめの細かい政策をきちんとやれば多様なニーズにこたえられると思いまして、必ずこれは実現させたいと思ひます。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。

障害者であると、どうだけの理由で差別をするといふことは排除されなくてはいけないと思いますが、障害者の方々が十一分な雇用機会が確保され、そして充実した職業人生が送れるスタートがたくさんつくれるような御配慮をよろしくお願いいたします。

次に、地域別最低賃金について、今般、労働者の生計費を考慮するに当たつて生活保護に係る施策との整合性に配慮するという文言が入っております。この生活保護に係る施策との整合性に配慮という文言を入れたことの趣旨について改めて伺ひをいたします。

○政府参考人(青木豊君) これは、今度の最低賃金法の改正案の中で、御指摘にありますように、地域別最低賃金の水準について生活保護との整合性も考慮して決定することを明確にしようということで、新たに追加することとした規定であります。

「これは、生活保護との関係でいえば、地方最低審議会における審議に当たりまして考慮すべき三つの決定基準のうち生計費に係るものであるので、最低賃金法の書きぶりとしては生活保護との整合性に配慮すると規定しております。されども、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨でござります。

○坂本由紀子君 ところで、日本の生活保護に相当するところの諸外国の公的扶助給付について教えていただきたいのですが。

○政府参考人(中村秀一君) 委員からの御指摘、御質問の諸外国の公的給付でございます。

なかなか、諸外国の制度違いますので、ぴたり日本の生活保護と合うかどうかは難しい点がござりますが、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、アメリカ、私どもが二〇〇四年に調べましたものによりますと、例えば保護

基準額などにつきましては、例えば東京を一〇〇といたしますと、いろんな推計をするわけでござりますが、その報告書では、スウェーデンが

七二でござりますとか、ドイツが七一、フランスが六九・五、イギリスが七一といふふうだ、アメリカは三一といふふうだ、日本の生活保護の水準は諸外国に比べて低いといふことはなく、むしろ、この報告書だけ見ますと極めて高いといふ状況になつております。

一つは通貨レートなんかの問題もありますので、今日の通貨レートで見ますと、スウェーデン

七一と申し上げましたけれども九一になつていいとか、ドイツ、フランスが八五、八四、八二になつてるとか、そういうふうに思ひます。

一方で、日本の生活保護については、その在り方といふのを今行政の中で見直していく必要があります。最低賃金ぎりぎりで生活をしていらっしゃる方に、賃金に加えて必要な手だけで済むことを今行政の中でも見直していく必要があります。最低賃金ぎりぎりで生活をしていらっしゃる方に、賃金に加えて必要な手だけで済むことを今行政の中でも見直していく必要があります。最低賃金ぎりぎりで生活をしていらっしゃる方に、賃金に加えて必要な手だけで済むことを今行政の中でも見直していく必要があります。

○坂本由紀子君 質問通告していながら恐縮ですが、局長にちよつと伺いたいのですが、最賃法の対象となる賃金に住宅手当は入るんですか。

○政府参考人(青木豊君) 住宅手当を入れているか入れていないかといふことではありますけれども、様々な資料を総合判断して地方の最低賃金審議会で決めるということになつてしまふのは、単身世帯の若年者の初任給といふようなところがイメージをされてくるということだと思います。

○坂本由紀子君 ちょっと聞いた趣旨が違つて教えていただきたいのですが。

○政府参考人(中村秀一君) 委員からの御指摘、御質問の諸外国の公的給付でございます。

○政府参考人(青木豊君) 住宅手当は算入して考へるとどうことござります。

○坂本由紀子君 そうすると、住宅手当を払はれて考へるのかどうかといふ意味なんですが、住宅手当を入れて考へるのかどうかといふ。

○政府参考人(青木豊君) 住宅手当は算入して考へるとどうことござります。

○坂本由紀子君 そうすると、住宅手当を払はれて考へる企業であれば、一般的な給与にプラス住宅手当を加えて、それが最低賃金額を超えていいねばいいことですか。

○委員長(坂本司君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(坂本司君) 起こしてください。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金の対象となる賃金から除外しておりますのは臨時に支払われる賃金とかそういうもので、列挙されておりますが、その中に入っておりませんので、それは算入して考へるということです。

○坂本由紀子君 分かりました。

もう時間が大分なくなつてきたので恐縮です

が、これから地域別最低賃金が生活保護を下回らない、つまり、働けば、頑張つたらそれだけの報酬が得られるという方向で持っていくことは、これは働く人たちの意欲を高めるという意味で大変大事なことだらうと思ひます。

一方で、日本の生活保護については、その在り方といふのを今行政の中で見直していく必要があります。最低賃金ぎりぎりで生活をしていらっしゃる方に、賃金に加えて必要な手だけで済むことを今行政の中でも見直していく必要があります。最低賃金ぎりぎりで生活をしていらっしゃる方に、賃金に加えて必要な手だけで済むことを今行政の中でも見直していく必要があります。

○坂本由紀子君 質問通告していながら恐縮ですが、局長にちよつと伺いたいのですが、最賃法の対象となる賃金に住宅手当は入るんですか。

○政府参考人(青木豊君) 住宅手当を入れているか入れていないかといふことではありますけれども、様々な資料を総合判断して地方の最低賃金審議会で決めるということになつてしまふのは、単身世帯の若年者の初任給といふようなところがイメージをされてくるということだと思います。

○坂本由紀子君 ちょっと聞いた趣旨が違つて教えていただきたいのですが。

○政府参考人(中村秀一君) 委員からの御指摘、御質問の諸外国の公的給付でございます。

○政府参考人(青木豊君) 住宅手当は算入して考へるとどうことござります。

○坂本由紀子君 そうすると、住宅手当を払はれて考へる企業であれば、一般的な給与にプラス住宅手当を加えて、それが最低賃金額を超えていいねばいいことですか。

○政府参考人(青木豊君) 住宅手当は算入して考へるとどうことござります。

○坂本由紀子君 そうすると、住宅手当を払はれて考へる企業であれば、一般的な給与にプラス住宅手当を加えて、それが最低賃金額を超えていいねばいいことですか。

○委員長(坂本司君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(坂本司君) 起こしてください。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金の対象となる賃金から除外しておりますのは臨時に支払われる賃金とかそういうもので、列挙されておりますが、その中に入っておりませんので、それは算入して考へるということです。

○坂本由紀子君 分かりました。

もう時間が大分なくなつてきたので恐縮です

○石井準一君 自由民主党の石井準一であります。順次通告に従い質問をさせていただきます。

昨今の労働をめぐる環境を見ますと、大きな構造的な変化に伴い雇用を取り巻く環境は大きく変わっており、労働環境の改善に向けた取組が求められているのが今日の課題であります。こうした労働環境を含めた我が国の社会全体が、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少や産業構造の変化に伴う就業形態の多様化、労働時間の「極化、ワーキングブーム」と呼ばれる雇用者の社会問題などを踏まえ、労働政策につきましては、このような環境の変化を見据え、方向性を決して誤ることなく、力強く進めていかなければならぬ、と思います。

こうした労働をめぐる環境が多様化している中、今様々な問題がこの委員会でも指摘をされてきました。例えば、年長フリーター、やネットカフェで寝泊まりする不安定就労者に象徴される若者の雇用問題、パートタイム労働者が増加をする中で賃金等の待遇の問題、長時間労働が常態化する正規雇用者の健康や生活をめぐる問題などが取り上げられてきております。また、年次有給休暇の取得率の推移を見ても、一九九〇年代後半から低下傾向にあり、労働者の健康面への配慮、企業の生産性向上に加え、少子化対策の観点からもワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が急務であります。

こうした労働者の生活の安定を確保するためのセーフティーネットとして機能するはずの最低賃金制度につきましては、その水準が生活保護以下であるといった逆転現象が一部で生じるなど、その不十分性が指摘をされ、見直しが求められているわけであります。これらの問題は一朝一夕に解決できるものではなく、その解決に向けた継続的な取組が重要であると私は考えます。

この点、さきの通常国会では、若者の雇用機

会を確保するための雇用対策法の改正、パートタイム労働者の均等待遇の確保や正規雇用への転換を進めるためのパートタイム労働法の改正など、三つの法改正が実現をしております。しかし、本日議題となつております労働契約法案、そして最低賃金法改正法案につきましては、誠に残念ながら成立には至らなかつたところであります。これらの二法案、いずれも働き方のルールの根幹を成す法案であり、その早期成立こそ、今労働分野で求められている最重要課題であると考えるからであります。

そこで、「これら二法案について、まず大臣に

お伺いをいたします。

労働政策の課題が様々ある中で、この二法案はどのような位置付けや意義を持つておられるのか、そのお考えを聞かせていただきたくお願いをいたします。

○国務大臣（舛添要一君）午前中の小林委員の御質問にもお答えいたしましたけれども、日本の近代歴史、もとと世界史と言つてもいいですけど、そういう長い流れの中で今をどう位置付けるかという発想も実は必要だと思います。

近代産業革命で一気に産業化が進んだとき

に、労働者保護というものがどうしても後回し

されてきた。ですから、ピスマルクのような政策が出てくる。そしてまた、ソーシャリズムという言葉は、これは、つまりソーシャリズムというのは

フランスで最初に起つたわけでありまして、何

もマルクスをまつまでなかつたわけです。その中に

おいて、やはり働く人の生活の改善をどう

するか、一歩遅れですけど、ずっとやってきた。

そういう中で二十世紀を、まあ一気に飛びますけど、二十世紀を迎える。

我が国について言つと、幕末、明治維新の改革があり、そして昭和二十年の敗戦以後の改革があった。そのときの少なくとも戦後の改革、これは戦災から復興する、そして新しい国をつくるということで高度経済成長を遂げた。そして一定の、OECDに入り、先進国の仲間入り

をした。その中で、実は豊かさを実現したと思ったところにバブル、そしてバブルの崩壊という形がありました。

じや、どういう形でこの国を立て直していくのかと。小泉内閣は一つのやり方を示した。しか

し、私はそれがすべての解ではないだろうというふうに思つてします。ですから、例えばアンゴロ

サクソン型の社会の在り方というのも一つの在

り方であろう、また、例えばスウェーデンやデ

ンマークのような北欧型の在り方も一つの在り

方であろうと思います。どちらのやり方であつたで、結果的にそこに住んでいる国民が豊かで安心して希望が持てる生活ができるればいいわけ

で、非常に、例えば消費税の負担が重い北

欧であったて、はるかに日本より経済成長を

遂げている、そういうこともありますし、市場

経済原則だけですべてがいくかということは、今

の格差の問題含めていろんな反省が起つてい

るわけです。

そういう中で、取りあえずバブルから崩壊とい

うことで、バブルの崩壊による不況から抜け出

すと、そのことに十五年間全力を擧げてき

たと。しかし振り返ってみたら、その結果として

格差、それからこの労働環境の問題含めて非常に大きくなりすぎが生じてきた。今までのように

セーフティーネットとしての企業の役割を頼る

時代はもはや終わったと思います。

○石井準一君 大臣の答弁にもありましたとおり、時代の要請を踏まえ、だれもが安心、納得して働くことのできる環境の整備という観点から最低限度のルールを不斷に見直すということが政治に求められていると私は思ひます。

とりわけ、最低賃金制度は、国が法的強制力

を持って賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならぬという制度であります。一般、約四十年ぶりの抜本的な法改正が提案されたということ

であります。その基本的な内容について政府に確認をしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君）最低賃金制度は、

賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものとの認識しております。就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、今後とも安全網として一層適切に機能することが求められていると考えております。

今回の改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定することと、それから不払に係る罰金額の上限、現行二万円ですけれども、これを五十万円に引き上げるということといたしまして、こうしたことによつて最低賃金制度が安全網としてより一層適切に機能する

こととなる、というふうな考え方であります。

そして、とにかく大きな会社に入れば、フリンジベネフィットという形で住宅から診療所からスーパー・ケントから全部提供できた、そういう

ような時代が終わったわけですから、セーフティーネットを張り巡らす役割は企業ではなくてもはや私は政府にある、その政府の役割をきちんとやるのがこの最低賃金法であるというふうに思ひます。

あと一つ、これはまだ審議中でありますけど、そういう労働関係の法律をきちんと整備することによって、働く人たちが生き生きと、そして安心して安全で生活できる、それが日本の今から活力を生む道だと思いますので、そういう位置付けにおいて、私は大きな世直しの一つがこの労働三法であろうとうふうに思つております。

○石井準一君 大臣の答弁にもありましたとおり、時代の要請を踏まえ、だれもが安心、納得して働くことのできる環境の整備という観点から最低限度のルールを不斷に見直すということが政治に求められていると私は思ひます。

とりわけ、最低賃金制度は、国が法的強制力を持って賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならぬという制度であります。一般、約四十年ぶりの抜本的な法改正が提案されたことなど

であります。その基本的な内容について政府に確認をしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君）最低賃金制度は、

賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものとの認識しております。就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、今後とも安全網として一層適切に機能することが求められていると考えております。

今回の改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定することと、それから不払に係る罰金額の上限、現行二万円ですけれども、これを五十万円に引き上げるということといたしまして、こうしたことによつて最低賃金制度が安全網としてより一層適切に機能する

こととなる、というふうな考え方であります。

そして、とにかく大きな会社に入れば、フリンジベネフィットという形で住宅から診療所からスーパー・ケントから全部提供できた、そういう

うような時代が終わったわけですから、セーフティーネットを張り巡らす役割は企業ではなくてもはや私は政府にある、その政府の役割をきちんとやるのがこの最低賃金法であるというふうに思ひます。

あと一つ、これはまだ審議中でありますけど、そういう労働関係の法律をきちんと整備することによって、働く人たちが生き生きと、そして安心して安全で生活できる、それが日本の今から活力を生む道だと思いますので、そういう位置付けにおいて、私は大きな世直しの一つがこの労働三法であるうふうに思つております。

○石井準一君 今年は例年になく最低賃金に

